

## 安全衛生教育を効果的に実施してください

労働安全衛生法（安衛法）では、雇用形態や国籍にかかわらず、すべての労働者について、雇入れ時や作業内容の変更時に安全衛生教育を行うよう、事業者には義務を課しています（罰則あり）。また、所定の危険有害業務に新たに就く労働者や、所定の業種で職長等に新たに就く者に対しても、所定の項目の教育を行うことが義務づけられています（罰則あり）。

安衛法第59条や第60条に基づく教育について、令和3年の監督指導において県内で違反を指摘された件数は47件にのぼります。

**安全衛生教育を効果的かつ確実に行ってください。**

教育教材を掲載しています（外国語版もあり）

厚生労働省「**職場のあんぜんサイト**」では、日本語の安全衛生教育教材のほか、外国語版（13か国語）も掲載しています。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>



教育義務が拡大します！

### 1 雇入れ時等教育の拡充（全業種で省略規定廃止）

2024(R6).4.1施行

安衛法第59条第1項・第2項の雇入れ時等の教育について、非工業的業種のような特定の業種では、一部教育項目の省略が認められているが、当該**省略規定を廃止**。

《現行制度》

雇入れ時等教育の教育項目（以下の1～8の各項目について、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について実施）

- 1．機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること
- 2．安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること
- 3．作業手順に関すること
- 4．作業開始時の点検に関すること
- 5．当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関すること
- 6．整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 7．事故時等における応急措置及び退避に関すること
- 8．前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

現在、以下の業種以外の業種では、1～4の項目は省略可能

- ・ 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
- ・ 製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

### 2 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

2023(R5).4.1施行

安衛法第60条の規定により、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、安全衛生教育を実施することが義務づけられており、その対象業種に、以下の業種を追加。

- ・ 食料品製造業（食料品製造業のうち、うま味調味料製造業と動植物油脂製造業は、すでに職長教育の対象）
- ・ 新聞業、出版業、製本業および印刷物加工業

(2022.8)